

金融庁の金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編における債務者区分については、何度となく述べてきた。詳細については、インターネット検索や解説本等で確認してもらうこととして、今回はこれを経営者がどのように意識すべきかについて一言。

まずは金融機関が自己査定で行う債務者のランク付けは「正常先」「要注意先」「要管理先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の六つに分類される。金融機関と取引のある企業は、そのいずれかに分類されているのであるから、まず自分の旅館はどこに位置づけられているのかを、探ることだ。

実際には「正常先」から「要管理先」までであれば融資は可能であり、「破綻懸念先」以下の分類になれば基本的に新規融資はできず、回収にかかると言われている。

この区分が何によってなされるかということ、債務超過であるかないか？フル償却後の営業利益が出ているか？借入金を何年で償還できるか？である。

よく耳にする「リスケ」や「債務免除」といったたぐいは、要するに約定どおりの返済ができないところが、金融機関との交渉の結果とられた策のことである。

金融機関が融資先に対して行う財務手当てについては、その影響が及ぶ対象として案件先のほかにも、金融機関の株主 金融庁 国税庁 地域・社会を意識する。へたをすると特定の企業に対する利益供与とみなされれば元も子もないからだ。

もちろん金融機関からすれば、実施することの経済合理性（実施しない場合より実施する場合のほうが得）が明確にならなければならない。

さらに、こんな「外科的手術」を実施し、多額の債務を免除するのだから、企業側の経営者責任・株主責任・保証人責任も当然追及される。

こんな大変なことをしてまでも、いろいろな観点からその旅館を残すという意思決定がなされた場合に実施される事柄である。

いずれにしても「破綻懸念先」以上であれば、ランクアップをはたすビジネスプランを旅館自ら作成し、実行すべきだ。

その可能性とやる気がないところは、市場から場外退場を命じられるか、債権を売られるか、ということになる。